尼 南 保 第20974号

尼 北 保 第23212号

令 和 ３ 年２月１日

指定医療機関各位

南部保健福祉センター所長

北部保健福祉センター所長

生活保護法に基づく医療扶助の取り扱いについて（通知）

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は生活保護行政へのご理解ご尽力を賜り御礼申し上げます。生活保護法に基づく医療扶助の取り扱いについて次のとおり改めてご周知させていただきますので、指定医療機関各位におかれましては、適正な医療扶助についてご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

１　後発医薬品の原則化について

平成30年10月から、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとなっております。

２　頻回受診について

　　被保護者健康管理支援事業（生活保護法第55条の８）が創設され、令和３年１月から全ての福祉事務所で当該事業を実施することとされています。当該事業のうち頻回受診の被保護者に対する指導は必須事業とされています。

　　当市では、頻回受診に対する適正受診指導要領に基づき、令和元年度から次の定義で頻回受診の被保護者へ指導を行っています。次の定義に基づき、ケースワーカーが主治医訪問を行い、適正受診日数を聴取させていただく場合がございますのでご協力の程、よろしくお願いいたします。

（定義）　受診状況把握対象者※のうち、初診月である者及び短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者。

　　　　※受診状況把握対象者：把握月（一年の中で６月を含めた４月以上）に同一疾病について同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、把握月の通院日数と把握月の前月、前々月の通院日数の合計が40日以上となる者

３　向精神薬の重複処方について

　　当市では、向精神薬が重複して処方されている被保護者に対して指導を行っております。その中で、平成22年７月27日付社援保発0727第１号（「生活保護受給者による向精神薬の営利目的所持について」）を踏まえ、向精神薬の重複が見られた被保護者の受診している医療機関に対し、向精神薬の重複処方の一本化に向けた協力依頼を毎年行っております。医療機関におかれましてはケースワーカー等より、一本化に向けた相談がある場合がございますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

４　他法他施策の活用について

　　生活保護法第４条において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定められており、公害医療、原爆医療、自立支援医療、難病助成制度等の他の資格が生活保護制度より優先されます。

よって、これらの資格に該当する被保護者については、他法他施策の活用のため、ケースワーカーからも申請を促してまいります。ケースワーカーから主治医訪問等で面談をお願いする場合がございますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

　　また、令和３年度は、「気分障害」について、重点的に診療報酬明細書（レセプト）の抽出、分析を行い、自立支援医療（精神通院療法）の取得の可否について確認していきます。対象の被保護者に関しては、病状調査のための依頼文を別途送らせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

５　医療要否意見書の記入について

　　別紙のとおり「医療要否意見書記入例」を作成いたしました。

ご確認の上、医療要否意見書を記入される際の参考にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

６　医療扶助の診療方針及び診療報酬について

　　診療報酬の算定に当たっては原則として、生活保護法第52条の規定のとおり、生活保護法の指定を受けた保険医療機関が国民健康保険法、健康保険法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法等、各種関係法令及び規定等を遵守し医学的に妥当適切な診療を行い診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っていることが必要となります。

　⑴　入院中の患者の他医療機関への受診について

　　ア　入院中に他医療機関へ通院させ、入院側・他医療機関の両方からレセプトで清算を行うレセプト請求方式をとる場合には、入院元の医療機関において、減額算定が行われているかご確認ください。

　　イ　入院中の患者の診療を行った他医療機関においては、短期滞在手術等基本料２及び３、医学管理等（診療情報提供料を除く）、在宅医療、投薬、注射（当該専門的な診療に特有な薬剤を用いた受診日の投薬又は注射に係る費用を除き、処方料、処方箋料及び外来化学療法加算を含む）及びリハビリテーション（言語聴覚療法に係る疾患別リハビリテーション料を除く）に係る費用は算定できませんので、請求時にご確認ください。

　　ウ　他医療機関において診療を行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄に「入院医療機関名」、「当該患者の算定する入院料」、「受診した理由」、「診療科」及び「他（受診日数：〇日）」の記載をお願いしたします。

　　エ　入院医療機関においては、診療報酬明細書の摘要欄に、「他医療機関を受診した理由」、「診療科」及び「他（受診日数：〇日）」の記載をお願いいたします。

７　その他

過去に送付いたしました「生活保護法に基づく医療扶助の取り扱いについて（通知）」の内容については、当市ホームページの「医療扶助・介護扶助の適正化」のページに掲載しておりますので、合わせてご参照いただきますようお願いいたします。なお「医療扶助・介護扶助の適正化」のページについては、尼崎市ホームページのサイト内検索で検索をしていただくか、トップページ > くらし・手続き > 生活支援 > 生活保護 > 生活保護の適正化 > 医療扶助・介護扶助の適正化の順にページを開いていただくことで、ご確認いただくことができます。

以　上